

2020年3月19日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ル ッ タ フ ル ッ タ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 CEO 長 澤 誠  
(コード番号 2586 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 徳 島 一 孝  
TEL. 03-6272-3190

「A種種類株式並びに第8回及び第9回新株予約権の発行（債務超過解消に向けた取組み）」  
に関する一部変更のお知らせ

当社は、2020年3月2日付「A種種類株式並びに第8回及び第9回新株予約権の発行（債務超過解消に向けた取組み）」（以下「発行プレスリリース」といいます。）において、EVO FUND（Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム、以下「割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当によるA種種類株式（以下「本種類株式」といいます。）及び第8回及び第9回新株予約権（以下、総称して「本新株予約権」といいます。）の発行並びに本種類株式及び本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を割当先との間で締結することを決議しましたが（以下、本種類株式及び本新株予約権の発行並びに本買取契約の締結を総称して「本件取組み」といいます。）、2020年3月11日付の「債権者の異動に関するお知らせ」に記載の債権者の異動を受けて、発行プレスリリースに記載いたしました割当先による本新株予約権の行使の意向について変更がありましたのでお知らせするとともに、これに伴い発行プレスリリースについて、下記のとおり変更することといたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 変更の理由

発行プレスリリースの開示後、2020年3月11日付の「債権者の異動に関するお知らせ」のとおり、割当先は、債権譲渡により、当社に対する下記の債権（以下「本件債権」といいます。）を取得いたしました。

|           |   |
|-----------|---|
| 債 権 の 表 示 | 2015年8月21日付当座勘定貸越約定書（その後の変更を含む。）に基づく貸付金債権 |
| 元 本       | 総額 189,026,000 円                          |
| 返 済 期 日   | 2020年3月31日（※1）                            |
| 利 息       | 年利 1.475%                                 |
| 弁 済 方 法   | 期日一括弁済                                    |

※1 2020年3月末までを期限として利払いのみの支払猶予を受けております。

当社は、2020年3月期末の債務超過解消を目指しており、割当先により本件債権の現物出資による株式の引受け（以下、株式の引受けに係る金銭債権の現物出資を「DES」といいます。）がなされると負債が資本となり、出資される債権の金額分、債務超過が解消され当社の財務状況の改善のために望ましいものの、2020年3月期末までに本件債権によるDESに必要な手続を履行することが時間的に困難な状況です。そこで、割当先と協議の上、第8回新株予約権の行使に係る割当先の意向を変更し、第8回新株予約権の行使により金銭の払込みを受けて本件債権の弁済に充当することで、本件債権によるDESと同様の債務削減及び債務超過解消の効果を図ることとしました。

すなわち、割当先は、発行プレスリリースの時点では、DESによるA種種類株式の発行及び第9回新株予約権の行使だけでは債務超過が解消できない状況が生じた場合に、債務超過解消に

足りない金額を調整的に払い込むために第8回新株予約権を行使する意向でしたが、上記のとおり、本件債権によるDESと同様の債務削減及び債務超過解消の効果を図るため、当社による本件債権の弁済に必要な範囲で、第8回新株予約権を第9回新株予約権に優先して行使する意向となりました。なお、第8回新株予約権の行使は、本件債権の弁済に必要な限りにおいて第9回新株予約権の行使に優先して行使されますが、DESによるA種種類株式の発行、本件債権の弁済に必要な範囲での第8回新株予約権の行使、及び第9回新株予約権の行使によって債務超過が解消できる場合には、さらなる第8回新株予約権の行使による金銭の払込みは想定されておりません。

このように、本件債権の弁済に必要な範囲で第8回新株予約権が行使される意向が示されたことから、発行プレスリリースの内容を変更することといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

## 2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。変更箇所には下線を付しております。

### 1. 本件取組みの概要 (変更前)

(前略)

#### ② 本新株予約権の行使

上記①により債務は一定程度減少しますが、2020年3月期末の債務超過見込額を前提とすると、債務超過状態の解消には十分ではなく、約7億円不足となる見込みです。かかる不足分は、下記の第8回及び第9回の新株予約権の行使により補われます。2種類の本新株予約権の内容は、行使に際して出資される財産の内容を除いては同様であり、いずれか単独の行使によっても債務超過解消を可能としておくために行使価額の総額はそれぞれ約12.5億円とされておりますが、債務超過の解消に必要な範囲で、下記の割当予定先の意向のとおり第9回、第8回の順で優先順位を付けて行使されることが予定されており、全てについて行使されることは予定されておりません。

(中略)

#### (1) 第8回新株予約権

行使されるとA種種類株式が発行され、その対価として金銭が払い込まれます。払い込まれた金額分、債務超過が解消します。

#### (2) 第9回新株予約権

行使されるとA種種類株式が発行され、その対価として割当予定先が保有する株式会社REVOLUTION（東証2部上場、証券コード：8894）の株式（以下「REVOLUTION株式」といいます。）が現物出資されます。当社は、現物出資されたREVOLUTION株式を保有することとなりますが、本年3月31日時点におけるREVOLUTION株式の時価相当分、債務超過が解消します。

上記2種類の新株予約権のいずれを行使するかは割当予定先の裁量によりますが、割当予定先の意向は次のとおりであり、かかる行使により、2020年3月期末時点での債務超過の解消を企図しています。

- 基本的に、DESによる債務超過解消で不足する金額については、上場株式であるREVOLUTION株式を現物出資財産とする第9回新株予約権を行使することを想定していること。
- 第8回新株予約権は、行使に際して金銭が払い込まれる内容であるが、仮に現物出資（DES及び第9回新株予約権の行使）だけでは債務超過が解消できない状況が生じた場合に債務超過解消に足りない金額を調整的に払い込むための行使を想定しており、現物出資（DES及び第9回新株予約権の行使）によって債務超過が解消できる場合には、第8回新株予約権の行使による金銭の払込みは想定していないこと。

(中略)

<本新株予約権の発行の概要>

(中略)

|            |   |
|------------|---|
| (7) 資金調達の額 | 第8回新株予約権：「1. 本件取組みの概要」に記載のとおり、 <u>資金調達を目的とするものではなく、債務超過解消に足りない金額が生じた場合に調整的に払い込むための行使を想定しております。</u><br>第9回新株予約権：行使による金銭の払込みはありません。 |
|------------|---|

(後略)

(変更後)

(前略)

## ② 本新株予約権の行使

上記①により債務は一定程度減少しますが、2020年3月期末の債務超過見込額を前提とすると、債務超過状態の解消には十分ではなく、約7億円不足となる見込みです。かかる不足分は、下記の第8回及び第9回の新株予約権の行使により補われます。2種類の本新株予約権の内容は、行使に際して出資される財産の内容を除いては同様であり、いずれか単独の行使によっても債務超過解消を可能としておくために行使価額の総額はそれぞれ約12.5億円とされておりますが、債務超過の解消に必要な範囲で、下記の割当先の意向のとおり行使されることが予定されており、全てについて行使されることは予定されておられません。

(中略)

### (1) 第8回新株予約権

行使されるとA種種類株式が発行され、その対価として金銭が払い込まれます。払い込まれた金額分、債務超過が解消します。

### (2) 第9回新株予約権

行使されるとA種種類株式が発行され、その対価として割当先が保有する株式会社REVOLUTION（東証2部上場、証券コード：8894）の株式（以下「REVOLUTION株式」といいます。）が現物出資されます。当社は、現物出資されたREVOLUTION株式を保有することとなりますが、本年3月31日時点におけるREVOLUTION株式の時価相当分、債務超過が解消します。

発行プレスリリースの開示後、2020年3月11日付の「債権者の異動に関するお知らせ」のとおり、割当先が、債権譲渡により、当社に対する下記の債権（以下「本件債権」といいます。）を取得しました。

|       |   |
|-------|---|
| 債権の表示 | 2015年8月21日付当座勘定貸越約定書（その後の変更を含む。）に基づく貸付金債権 |
| 元本    | 総額189,026,000円                            |
| 返済期日  | 2020年3月31日（※1）                            |
| 利息    | 年利1.475%                                  |
| 返済方法  | 期日一括返済                                    |

※1 2020年3月末までを期限として利払いのみの支払猶予を受けております。

当社は、2020年3月期末の債務超過解消を目指しており、割当先により本件債権の現物出資による株式の引受け（以下、株式の引受けに係る金銭債権の現物出資を「DES」といいます。）がなされると負債が資本となり、出資される債権の金額分、債務超過が解消され当社の財務状況の改善のために望ましいものの、2020年3月期末までに本件債権によるDESに必要な手続を履行することが時間的に困難な状況です。そこで、割当先と協議の上、第8回新株予約権の行使に係る割当先の意向を変更し、第8回新株予約権の行使により金銭の払込みを受けて本件債権の弁済に充当することで、本件債権によるDESと同様の債務削減及び債務超過解消の効果を図ることとしました。

すなわち、割当先は、発行プレスリリースの開示時点では、DESによるA種種類株式の

発行及び第9回新株予約権の行使だけでは債務超過が解消できない状況が生じた場合に、債務超過解消に足りない金額を調整的に払い込むために第8回新株予約権を行使する意向でしたが、上記のとおり、本件債権によるDESと同様の債務削減及び債務超過解消の効果を図るため、当社による本件債権の弁済に必要な範囲で、第8回新株予約権を第9回新株予約権に優先して行使する意向となりました。なお、第8回新株予約権の行使は、本件債権の弁済に必要な限りにおいて第9回新株予約権の行使に優先して行使されますが、DESによるA種種類株式の発行、本件債権の弁済に必要な範囲での第8回新株予約権の行使、及び第9回新株予約権の行使によって債務超過が解消できる場合には、さらなる第8回新株予約権の行使による金銭の払込みは想定されておりません。

(中略)

<本新株予約権の発行の概要>

(中略)

|            |  |
|------------|--|
| (7) 資金調達の額 | <p>第8回新株予約権：「1. 本件取組みの概要」に記載のとおり、<u>当社による本件債権の弁済に必要な範囲で第9回新株予約権に優先して行使されますが、その後は債務超過解消に足りない金額が生じた場合に調整的に払い込むための行使を想定しております。</u></p> <p>第9回新株予約権：行使による金銭の払込みはありません。</p> |
|------------|--|

(後略)

## 2. 募集の目的及び理由

(変更前)

### (1) 本件取組みの目的及び理由

(中略)

また、第8回新株予約権は、行使に際して金銭が払い込まれる内容ですが、仮に現物出資(DES及び第9回新株予約権の行使)だけでは債務超過が解消できない状況が生じた場合に債務超過解消に足りない金額を調整的に払い込むための行使を想定しており、現物出資(DES及び第9回新株予約権の行使)によって債務超過が解消できる場合には、第8回新株予約権の行使による金銭の払込みは想定していません。

(中略)

### (3) 本件取組みの特徴

本件取組みは、資金調達を目的としておらず、当社の資本拡充による債務超過解消を目的としています。

主な特徴は、下記のとおりです。

#### ① 議決権の希薄化を伴わないこと

本件取組みにより発行される本種類株式は、議決権を持たず、普通株式を対価とする取得請求権や取得条項も付されていないため、議決権の希薄化が生じません。

#### ② DESによる債務の削減

DESにより496,205,000円の債務が資本に転換されることにより、当社の債務削減につながります。

#### ③ 債務超過解消を目的とした手段であること

DESによる債務超過解消で不足する金額については、第9回新株予約権の行使によりREVOLUTION株式が出資されることが企図されており、仮にこれらの現物出資だけでは債務超過解消ができない状況が生じた場合には第8回新株予約権の行使による金銭出資によって債務超過を解消することも可能な建付けとされており、当社が目的としている債務超過解消のために有効な手段となります。

#### ④ 資金調達を目的としていないこと

割当予定先は、DES及び第9回新株予約権の行使を通じ、現物出資による債務超過解消を基本的に企図しており、かかる債務超過解消が可能な場合には、第8回新株予約権の行

使による金銭の払込みは想定されておらず、資金調達を目的としておりません。  
(後略)

(変更後)

(1) 本件取組みの目的及び理由

(中略)

また、第8回新株予約権は、行使に際して金銭が払い込まれる内容ですが、第8回新株予約権は、本件債権の弁済に必要な限りにおいて第9回新株予約権の行使に優先して行使されるものの、DESによるA種種類株式の発行、本件債権の弁済に必要な範囲での第8回新株予約権の行使、及び第9回新株予約権の行使によって債務超過が解消できる場合には、さらなる第8回新株予約権の行使による金銭の払込みは想定されておりません。

(中略)

(3) 本件取組みの特徴

本件取組みは、資金調達を目的としておらず、当社の資本拡充による債務超過解消を目的としています。

主な特徴は、下記のとおりです。

① 議決権の希薄化を伴わないこと

本件取組みにより発行される本種類株式は、議決権を持たず、普通株式を対価とする取得請求権や取得条項も付されていないため、議決権の希薄化が生じません。

② DESによる債務の削減

DESにより496,205,000円の債務が資本に転換されることにより、当社の債務削減につながります。

③ 債務超過解消を目的とした手段であること

DESによる債務超過解消で不足する金額については、本件債権の弁済に必要な限りにおいて第8回新株予約権が第9回新株予約権に優先して行使され、その後第9回新株予約権の行使によりREVOLUTION株式が出資されることが企図されており、仮にこれらの出資だけでは債務超過解消ができない状況が生じた場合にはさらなる第8回新株予約権の行使による金銭出資によって債務超過を解消することも可能な建付けとされており、当社が目的としている債務超過解消のために有効な手段となります。

④ 資金調達を目的としていないこと

割当予定先は、本件債権の弁済に必要な限りにおいての第8回新株予約権の行使を除き、DES及び第9回新株予約権の行使を通じ、現物出資による債務超過解消を基本的に企図しており、かかる債務超過解消が可能な場合には、第8回新株予約権の行使による金銭の払込みは想定されておらず、資金調達を目的としておりません。

(後略)

### 3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(変更前)

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

本種類株式の発行は、DESにより行われるため、金銭の払込みはなく、また、第9回新株予約権の行使もREVOLUTION株式の現物出資により行われるため、行使により払い込まれる金銭はありません。第8回新株予約権は、前述のとおり、現物出資（DES及び第9回新株予約権の行使）だけでは債務超過解消に足りない金額が生じた場合に、債務超過解消に足りない金額を調整的に払い込むための行使を想定しており、現物出資によって債務超過が解消できる場合には、金銭の払込みによる行使は想定されておりません。したがって、差引手取概算額について該当事項はありませんが、仮に第8回新株予約権が行使された場合には、下記「(2) 調達する資金の具体的な用途」のとおり、払い込まれた金銭は運転資金に充当します。

|             |             |
|-------------|-------------|
| ① 払込金額の総額   | 二円          |
| ② 発行諸費用の概算額 | 11,500,000円 |
| ③ 差引手取概算額   | 二円          |

(注) 発行諸費用の概算額は、登記費用（登録免許税含む）5,000,000円、弁護士費用（TMI 総合法律事務所）5,000,000円、本種類株式及び本新株予約権の算定費用（株式会社赤坂国際会計）1,000,000円、その他費用等（株式会社プロネクサス、東京証券代行株式会社）500,000円の合計額 11,500,000円を想定しております。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本種類株式の発行は、DESにより行われるため、調達する資金はなく、また、第9回新株予約権の行使も REVOLUTION 株式の現物出資により行われるため、行使により払い込まれる金銭はありません。なお、第9回新株予約権の現物出資財産である REVOLUTION 株式については、本買取契約において、割当予定先の事前の承諾を受けることなく売却等しないことを合意する予定であるため、原則、継続して保有する予定となります。

第8回新株予約権は、前述のとおり、DES及び第9回新株予約権の行使によって債務超過が解消できる場合には、金銭の払込みによる行使は想定されておりません。仮に第8回新株予約権が行使された場合には、第7回新株予約権の資金使途の一部が運転資金（179百万円、支出予定時期 2020年1月～2021年1月）とされているものの、当該調達資金によって当該支出予定時期の運転資金が全て賄われる見込みではないことから、払い込まれた金銭についても運転資金に充当します。

(変更後)

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

本種類株式の発行は、DESにより行われるため、金銭の払込はなく、また、第9回新株予約権の行使も REVOLUTION 株式の現物出資により行われるため、行使により払い込まれる金銭はありません。第8回新株予約権は、本件債権の金額に相当する金銭が行使により払い込まれる予定ですが、それ以外では、前述のとおり、当該行使及び現物出資（DES及び第9回新株予約権の行使）だけでは債務超過解消に足りない金額が生じた場合に、債務超過解消に足りない金額を調整的に払い込むための行使を想定しており、これらによって債務超過が解消できる場合には、さらなる金銭の払込みによる行使は想定されておりません。

|             |              |
|-------------|--------------|
| ① 払込金額の総額   | 189,140,000円 |
| ② 発行諸費用の概算額 | 11,500,000円  |
| ③ 差引手取概算額   | 177,640,000円 |

(注) 発行諸費用の概算額は、登記費用（登録免許税含む）5,000,000円、弁護士費用（TMI 総合法律事務所）5,000,000円、本種類株式及び本新株予約権の算定費用（株式会社赤坂国際会計）1,000,000円、その他費用等（株式会社プロネクサス、東京証券代行株式会社）500,000円の合計額 11,500,000円を想定しております。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

調達する資金の使途は、下表のとおりです。

| 具体的な使途  | 金額     | 支出予定時期  |
|---------|--------|---------|
| 本件債権の弁済 | 189百万円 | 2020年3月 |

(注1) 上記「(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）」に記載のとおり発行諸費用の概算額として 11,500,000円を要する見込みですが、当該発行諸費用は手元現預金から支出いたしますので、払込金額の総額 189百万円の使途及び金額は上表のとおりとなります。

(注2) 上表の資金については、第8回新株予約権の行使に係る払込み後直ちに本件債権の弁済に充てることから、手元資金の増加はありません。

本種類株式の発行は、DESにより行われるため、調達する資金はなく、また、第9回新株予約権の行使も REVOLUTION 株式の現物出資により行われるため、行使により払い込まれる金銭

はありません。なお、第9回新株予約権の現物出資財産である REVOLUTION 株式会社については、本買取契約において、割当先の事前の承諾を受けることなく売却等しないことを合意しているため、原則、継続して保有する予定です。

第8回新株予約権は、本件債権の金額に相当する金銭が行使により払い込まれる予定ですが、それ以外では、前述のとおり、当該行使及び現物出資（DES 及び第9回新株予約権の行使）によって債務超過が解消できる場合には、さらなる金銭の払込みによる行使は想定されておりません。仮に第8回新株予約権がさらに行使された場合には、第7回新株予約権の資金使途の一部が運転資金（179百万円、支出予定時期2020年1月～2021年1月）とされているものの、当該調達資金によって当該支出予定時期の運転資金が全て賄われる見込みではないことから、払い込まれた金銭についても運転資金に充当します。なお、払込金額の総額と本件債権の元本総額との差額の金銭については運転資金に充当します。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方 (変更前)

本件取組みは、現物出資（DES 及び第9回新株予約権の行使）による債務超過の解消を企図しており、かかる債務超過解消が可能な場合には、金銭による払込みは想定されておりません。仮に第8回新株予約権が行使された場合には、払い込まれた金銭は運転資金に充当することとなり、運転資金を確保することで事業継続が可能となることから、かかる資金使途は合理的であると判断しております。

(変更後)

本件債権の弁済に必要な限りでの第8回新株予約権の行使は、当社の債務を削減し、当社の財務状況を改善するものであり、合理的であると判断しております。本件取組みは、当該行使を除き、現物出資（DES 及び第9回新株予約権の行使）による債務超過の解消を企図しており、かかる債務超過解消が可能な場合には、金銭による払込みは想定されておりません。仮にさらなる第8回新株予約権が行使された場合には、払い込まれた金銭は運転資金に充当することとなり、運転資金を確保することで事業継続が可能となることから、かかる資金使途は合理的であると判断しております。

#### 5. 発行条件等の合理性 (1) 発行価額の算定根拠 (変更前)

(前略)

##### ②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価についても同じ第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計に依頼しました。

(後略)

(変更後)

(前略)

##### ②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価についても同じ第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計に依頼しました。

(中略)

当社は第三者算定機関が本新株予約権の行使にあたって第9回新株予約権の権利行使が第8回新株予約権に優先されるため第8回新株予約権が行使される可能性が相対的に低く見積もられていること等の前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を決定しておりますが、本新株予約権の行使の意向についての変更後も、本件債権の弁済に必要な範囲での第8回新株予約権の行使、及び第9回新株予約権の行使によって債務超過が解消できる場合には、さらなる第8回新株予約権の行使による金銭の払込みが想定されておらず、引き続き第8回新株予約権が行使される可能性が相対的に低い状況にあると考えられることから、当該状況を反映した当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であり、本新株予約権の発行

価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しております。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員から、上記第三者算定機関による算定結果に照らし、本新株予約権の発行価額は、割当予定先に特に有利な発行価額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (2) 割当予定先を選定した理由

(変更前)

(前略)

本新株予約権は行使に際して出資される財産の内容により、2種類に分けられており、その理由等については次のとおり説明を受けております。

- DESのみでは債務超過解消に足りない金額については、上場株式会社である REVOLUTION 株式を現物出資財産とする第9回新株予約権を行使することを想定していること。
- 第8回新株予約権は、行使に際して金銭が払い込まれる内容であるが、仮に現物出資(DES及び第9回新株予約権の行使)だけでは債務超過が解消できない状況が生じた場合に債務超過解消に足りない金額を調整的に払い込むための行使を想定しており、現物出資(DES及び第9回新株予約権の行使)によって債務超過が解消できる場合には、第8回新株予約権の行使による金銭の払込みは想定していないこと。

(後略)

(変更後)

(前略)

本新株予約権は行使に際して出資される財産の内容により、2種類に分けられており、その理由等については次のとおり説明を受けておりました。

- DESのみでは債務超過解消に足りない金額については、上場株式会社である REVOLUTION 株式を現物出資財産とする第9回新株予約権を行使することを想定していること。
- 第8回新株予約権は、行使に際して金銭が払い込まれる内容であるが、仮に現物出資(DES及び第9回新株予約権の行使)だけでは債務超過が解消できない状況が生じた場合に債務超過解消に足りない金額を調整的に払い込むための行使を想定しており、現物出資(DES及び第9回新株予約権の行使)によって債務超過が解消できる場合には、第8回新株予約権の行使による金銭の払込みは想定していないこと。

もっとも、「1. 本件取組みの概要」で記載したように、第8回新株予約権に係る割当先の意向は、当社による本件債権の弁済に必要な範囲で第8回新株予約権を第9回新株予約権に優先して行使し、その後は、現物出資(DES及び第9回新株予約権の行使)だけでは債務超過が解消できない状況が生じた場合に債務超過解消に足りない金額を調整的に払い込むための行使を想定しており、現物出資(DES及び第9回新株予約権の行使)によって債務超過が解消できる場合には、第8回新株予約権の行使による金銭の払込みは想定していない旨に変更されております。

(後略)

## 3. 今後の見通し

本件取組みによる業績への影響については、現在、本種類株式の償還等があり得ることも踏まえて事業計画の策定を進めており、当該事業計画の策定が完了次第速やかにお知らせいたします。

以上